## 令和4年度第4回栗東市上下水道審議会議事概要

開催日時 令和5年3月24日(金) 13時15分~14時25分

開催場所 栗東市役所4階第3・4委員会室

出席者数 委員 10名中8名

事務局 7名

関係者 有限責任監査法人トーマツ 2名

## 傍聴者数 0名

協議事項 (1) 水道料金改定案について

- 1. 段階的な料金改定の検討
- 2. 県内水道事業所との料金比較について
- 3. 料金収入の構造について
- (2) その他 (報告事項)
  - 1. 滋賀県水道広域化プランの策定について
  - 2. 水道行政の所管省庁の移管について

## 議事等

- 1. 開会
- 2. 市民憲章唱和(省略)
- 3. 挨拶 会長挨拶

市長挨拶

会議の成立

4. 協議事項

協議事項(1)水道料金改定案について

- 1. 段階的な料金改定の検討【資料 1-1、1-2】
- 2. 県内水道事業所との料金比較について【資料2】

あわせて、(2) その他【資料4、5】を資料により事務局から説明

審議員からの意見・質問

(会長)前回の審議会で、改定スパンをどうするかと25.5%の改定率をもう少し下げら

れないかというご意見がありましたので、事務局からこれを踏まえた改定案について説明がありました。

まずスパンとしては5年を前提とし、率につきましては、赤字の出ない範囲内の 15%以上でという説明がありました。それについて、皆さんからご意見をいただきたいと思います。また、資料4と5の説明もありましたので、併せて質問がありましたらお願いしたいと思います。

- (委員) 先ほどの説明では、最低でも 15%上げないといけないということでしたが、事務局としては、15%あればいいということなのでしょうか、20%や、25.5%の選択肢も提示がありますが、事務局の希望を知りたいと思います。
- (事務局)事務局としては15%以上でご審議をいただきたいと思っております。 また、15%あれば、今回の改定で赤字回避はできるのではないかという思いも持っております。
- (会 長)5年をスパンとしたことについては、経営戦略が5年ごとに見直されることも併せて、そのタイミングで検討できるのではということですね。
- (委員)5年後には、もう1回検討はしないといけないということですか。
- (事務局) はい。今のシミュレーションで言いますと、資料 1-2 であれば 10%、資料 1-1 であれば 18.5%が、次の 5 年後に必要となる改定率だと思っております。先ほどもご説明させていただきましたが、省庁の移管で国庫補助金が活用できるかどうかということも今後明らかになって参りますので、国庫補助金の活用ができたら、企業債に頼らず補助金を活用し、財源の確保ができることにも繋がって参ります。参考値でお示ししました 10%、18.5%という改定率というのは、5 年後のバランスを見ながら決めていくことになると思っております。
- (委員)国庫補助金がどれぐらいかとかいうのは、まだ想定できないということですか。
- (事務局)下水道を参考にお話しさせていただきますと、社会資本整備重点計画法の対象事業になり、要件が満たせれば、事業費に対して最大2分の1が補助金として得られることになります。

下水道の要件で言いますと、まず管口径の大きさ、流れる量によって国費対象になるかどうか変わってきます。上流の排水量が少ない部分だと国費対象にならず、流末で大きな管になってくると国費の対象になるというような縛りがあるので、まだ明らかではないのですが、水道にもそういった要件がついてくるかと考えられます。最新情報として、資料 5 を皆さんにご提供したというような状況です。

(委員) これを活用すれば改定率がもっと下げられるという可能性があるというのは分かりますが、実際5年後にまた料金改定するのはどうかと思います。5年は長いようで、すごく短くて、また値上げするのかというイメージがあるのではと思います。今は物価の変動などが激しく、一般企業でも1年間の間に2回の値上げな

どもありますし、仕方ないかと思うのですけども。他の市町との比較も付けていただいていますが、他の市町は水道料金の値上げを検討されているところはないのですか。

- (事務局) 前回の審議会でご報告した内容と同じになりますが、令和4年12月現在で、県内の水道事業者に料金改定の必要性と具体的な予定があるかどうかのアンケートを米原市がとられました。その結果を共有していただいているのですが、そもそも米原市がこのアンケートを取られた理由というのが、当市と同じで、今年度に料金改定を検討されている状況ということです。まだ事務局案という段階ではあるのですけれど、米原市が事務局として希望されているのは、20%程度必要ではないかということを聞いております。それから直近では高島市が令和4年12月に料金改定を実施されております。平均改定率は15%程度と聞いております。他の市町の水道事業者は、大津市以外は近い将来、料金改定の必要性があると認識をされているという状況です。
- (委員)資料の中の高島市のデータは料金改定後ですか。

(事務局) 改定前です。

- (会 長)経営戦略のタイミングというのがあって、途中で改定できないという事情もありますね。栗東市の場合は、ちょうど中間見直しの時期にきたということかと思います。近々、他の市町でも検討されるということは間違いないかと思います。
- (事務局) 5年という期間について短いかなという思いはありますが、今、コロナの混乱は大分落ち着いてきたものの、5年前にコロナということが起こることを予測できたかと言われると、なかなか予測できません。水道の管の材料も、もう今年で2回ほど値上がりしているような状況です。そういったことから、経営戦略は10年ですけれど、10年間の半分で一度見直しを行う。そうすることで、いろんな社会情勢も踏まえた予測を反映しやすくなるため、5年おきに検討をしていきたいと事務局は思っています。
- (会 長)前回は10年を一つの期間として考えていたけれど、社会経済状況等を踏まえて、 今回は5年というスパンでやった方が、最適ではないかということでよろしい ですか。
- (委員)事務局提案で15%とおっしゃっていただきましたが、私は当初から15%案がよいとお話をさせてもらっていました。以前の資料を持ってきてないのですが、以前の資料だと15%の値上げで5年以上はまだ経常収支比率が100%以上を維持できた資料ではなかったでしょうか。そのことがあって15%が妥当だと思っていたのですが。ある程度、市民の方々が理解していただける改定数値というのが一番大事だと思っております。先ほどおっしゃっていただいたように、10%では経常収支比率が100%を切るので改定の意味がないということはよく分かりますし、ぎりぎり100%を維持できるというので15%というのが一番良いのでは

ないかと思っておりました。

資料 1-1 の 3 ページの経常収支比率の記述のパターンで、令和 10 年で 15%なら 101.5%ですけど、令和 11 年になりますと、117.6%に一気に上がりますね。一括 25.5%のような形で綺麗に折れ線がなってくると理解ができるのですけど、今の表を見ると 10 年と 11 年度で一気に上がってしまう。説明があったので 15% の場合、次回は 18.5%改定になるので上がってしまうのは理解はできます。しかし、一般市民がこの表だけを見たときに理解できるかどうか。説明を受けているので私たちはわかりますが、例えばネットで公開されたときに、この数字を見ると、なぜ 10 年と 11 年の間でこんなに上がるのだろうということが、なかなか理解がしづらい部分があると思うので、15%は賛成ですが、見せ方に工夫をしてもらいたい。

- (会長)5年というのは前半の改定率をおさえているから、6年目がぐっと上がってしま うということでよろしいでしょうか。
- (事務局) 会長がおっしゃってくださいました通り、シミュレーションの前提条件自体が、 10 年間で 128 億円を料金収入で得ようとした場合になります。前半の改定率が 低ければ後半に回収しきれなかった料金分をつけていくという形になりますの で、このような極端なグラフになってしまいます。実際には、5 年後にこれだけ の改定が必要かといいますと、考え方はいろいろございます。同時に提案させて いただいたのが資料 1-2 になります。起債率について、資料 1-1 の方はあく までも起債率をそのまま 40%で維持した場合になりますけれども、起債率を少し上げることも考えられます。資料 1-2 につきましても、こちらは逆にトータルの改定率が 25.5%になるよう、起債率をぐんと上げております。企業債の発行割合につきましても、料金改定率につきましても、この二つのパターンは極端でもありますので実際にはバランスを考えて検討していくことになると思って います。
- (事務局) 以前の資料について、先ほど15%であれば、何とか100%キープできたのではないかということの回答ですが、資料としては、8月の審議会で示したのがございまして、15%改定の場合ですと、起債率を55%で検討した結果、何とか10年間いけるのではないかという内容です。しかし経常収支比率と料金回収率の後半が90%台になりますので、やはり、まず前半としては15%以上、上げないといけないかなという思いです。
- (委員)8年ぐらいまで100%になっていたのではないですか。
- (事務局) 前回ご提示した資料では、料金回収率は5年後の令和10年まで100%以上です。 経常収支比率は令和13年まで100%以上です。前提条件として、15%改定で起 債率を55%に上げています。
- (委員)分かりました。表に戻るのですけれど、例えば15%でいったらこうなりますよ

ということを今、教えていただいたように、令和 13 年で経常収支比率は 100% を切りますよ、令和 10 年で料金回収率は 100%を切りますよ。だから、ここでまた見直しが必要ですという形での提案というのも一つのパターンであってもいいのではないかなと思います。100%切ってしまうから駄目ですよということを、市民の方々に知ってもらうにはそういう見せ方が分かりやすいかなと思いました。一つの提案としてご検討ください。

- (事務局) 料金改定は市民生活に直結しますので、市民のみなさんに改定の内容を正しく理解していただくということはとても大事なことだと思っております。わかりやすい資料で説明できるように、今ご指摘いただいたことも踏まえて、料金改定をする事になりましたら、見せ方や広報について、工夫をさせていただきたいと思います。
- (会 長) 前回の審議会で 10 年で 25.5%改定というご意見だった委員もいらっしゃいます が、今回スパンを 5 年にして、まず 15%の改定でという提案ですが、この件に ついてはどうですか。
- (委員) 15%で賛成です。
- (委員) 私も 15%で賛成です。住民の方とお話ししますと、水道料金は値上げしないのか、ほかのものは値上がりしているのに水道料金はこのままでいいのかと言ってくださる方もありました。15%でいいかと思います。
- (委員)前も言ったように、一気に上げざるを得ない時期に来ているのかもしれないけれ ど、先ほど国の補助金等が財源になり得るようなお話がありますので、それを活 用して、できるだけ改定率を抑える方法をお願いしたい。その方が市民さんには 理解が得られるのかなと思いますので。
- (委員)事務局案に賛成します。しかし、市民への広報の方法になってくるのですが、本来なら10年スパンで25.5%の改定が必要ということを示すのか、それは示さず、今回は15%の改定で、5年後には再度見直しが必要だということを知らしめるのか。
- (事務局) まだ事務局としても考え方を絞り込めてないのが正直なところなのですけど、基本的に皆さん見ていただいている表の赤い部分については公表しますが、参考値の R11 年については、まだ不確定要素が多い状況です。しかし、5 年後には、料金の改定の検証はしていきますということを一緒にアナウンスしたいと思っています。
- (委員)値上がり幅は極力少ないほうがいい。たぶん皆さんその方が喜ばれる。とりあえず 5年間ですけど、それでいけるということであればいいんじゃないでしょうか。
- (会長) それでは、今回事務局から提案がありました、5年スパンで15%の改定率ということで、審議会といたしましても、答申として上げさせていただきたいと思いま

す。具体的にまた後でまとめていきますけれども、皆さんのご意見も踏まえて、 了解したということで理解させてもらいます。

- (会 長) それでは、料金体系について、前回、いろいろ意見が出ましたので、事務局から 検討結果をお願いしたいと思います。
- (1) 3. 料金収入の構造について【資料3】を事務局より説明
- (事務局)事務局としましては、現行の料金体系のバランスは変えずに、改定率を一律に加 えた一律改定でお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- (会 長)料金体系について説明がありましたが何かご質問等ございますか。事務局として は今の体系でバランスも取れており、日常業務を行う中でも、市民の皆さん、ま た企業の皆さんから特段のご意見は出ていないと受けとめさせてもらってよろ しいでしょうか。

(事務局) はい。

(会 長) 委員の皆様、ご意見ご質問ございませんか。ないようでしたら質問の方を、打ち切らせていただいてよろしいですか。

(委員)はい。

(会 長) 今説明がありました基本料金、従量料金につきましては、現状のままということ で進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会 長) それでは再確認をさせていただきますが、料金改正案につきましては、公共性の高い水道料金を一気に値上げすることの影響を考えると、審議会としては、段階的な値上げが望ましいこと。

また、1回目の値上げについては、15%程度が望ましいということで、再確認したいと思います。よろしいですか。

(委 員) はい。

(会 長) 了ということで進めさせていただきます。審議会として、審議も出尽くしたと思いますので、これまでのご意見も踏まえて、次回には答申案についてご審議いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(委員)はい。

(会 長) それでは答申の方向性を確認しておきたいと思います。

1点目、水道料金の改定はやむを得ないことを認めるという点。

2点目、改定率は経営戦略で示す 25.5%程度の必要性は認めるものの、段階的な値上げなど激変緩和策を講じることで、市民生活、社会経済活動への影響に配慮願いたい。

3点目、料金見直しのスパンについては、水道事業を取り巻く変化に柔軟に対

応できるよう、5年をめどに、経営戦略の見直しに合わせた形で定期的に検討を 行うこと。これはある程度条件付きというふうになりますけども、ご理解いただ きたいと思います。

4点目、料金体系については、現行体系を維持し、一律改定することが適当であるということにしたいと思います。

5点目、料金改定の時期は、これ以上の先延ばしは結果として、改定率を高めることに繋がるため、遅くなれば遅くなるほど、率が変わりますので、市民への周知期間等を考慮し、令和6年2月施行、令和6年4月の検針分から新料金とすることが望ましいということで答申したいと思います。

6点目、約10年ぶりの改定になることや、市民生活に直結する事案であることから、改定にあたっては、利用者に対し、改定の必要性やその内容を十分理解してもらえるよう、周知時期や周知方法に配慮すること。

以上のほか、これまでのご意見を踏まえた内容を盛り込むといった形でまと めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## (委員) 異議なし

- (会長)本日の審議は以上で終わりますが、事務局から何か発言はありますか。
- (事務局)審議会で具体的な話を出させていただいて、約1年かかってようやくここまでたどりついたなと感じております。今会長がおっしゃいました、料金改定の必要性ですとか、それから、激変緩和措置ということで、具体的に 15%程度が望ましいであろうというご意見。改定の検討につきましては、10年というスパンではなく 5年で短期的に見直すことが必要だろうということをご理解いただき、それから、現行の料金体系につきましては、妥当であるという、皆さんの一致したご意見をいただきました。改定の時期につきましては、来年の2月施行ということで、これについても了解いただいたように思います。それから、委員からご指摘ありましたように、市民への理解、周知につきましては、丁寧な説明とわかりやすい表現で、できるだけ理解をいただくように進めて参りたいと考えております。これらの点も踏まえた答申案を次回皆様にお示しすることによりまして、事務局としても、次のステップに進めたかと大変感謝いたします。事務局を代表いたしまして、皆様にお礼を申し上げたいと思います。
- (会 長)他にご意見ございませんか。ないようでしたら、本日のご意見を踏まえて、事務 局で答申案につきまして検討していただきます。

以上をもちまして、本日の上下水道審議会の協議事項については終了させていただきます。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは事務局に進行を移します。

(事務局) 皆様どうもありがとうございました。料金改定の先行きが見えて参りまして、あ とは答申を残すのみということですが、皆様の意見を反映させながら、答申案を 提案させていただきたいと考えますのでよろしくお願いします。

次の日程につきましては、概ねゴールデンウィーク明け前後を予定いたして おりますので、また引き続き皆様のご理解ご協力をいただきたいと思います。 事務局としては以上でございます。

- (委員) この前もらった資料3の中で、料金改定のスケジュール案が出ているのですが、 これで見ると第4回が今日になっています。来年度最初の第1回の審議会が来 月と書いてある。その時には、今お話されました、答申案が出るのですか。
- (会長) 答申案をまとめます。
- (委員) それと、水道料金表も出ると書いてありますが、それも出すのでしょうか。
- (事務局) 新料金体系について作成したいと思っています。 今 15%一律改定ということで、ご意見をまとめていただきましたので、そう した場合どうなるかということをご覧いただきたいと思っております。
- (委員) それが承認された後に今書いてある条例施行が来年の2月ぐらいですか。
- (事務局) そうです。2月施行を予定しております。
- (事務局) 委員の皆様には円滑なご審議をいただき、ありがとうございます。それでは最後 に、会長職務代理にご挨拶をお願いします。
- (職務代理)委員の方々には長時間にわたりまして、慎重審議していただきまして本当にありがとうございます。実は栗東市も今日人事異動の内示があったということでございます。所長はじめ、課長補佐の2名の方が人事異動で代わられるということで、また今度新しく水道の方に来られる方は、水道のベテランの方もおられることでございますので、これは心強いなと思っておりますが、事務引き継ぎは十分していただいて、これから先もスムーズに進むようにお願いしたいと思います。
- (事務局) 以上をもちまして、令和 4 年度第 4 回上下水道事業審議会を終了させていただきます。

14 時 25 分終了

問合せ先

栗東市上下水道事業所 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号 電話 077-551-0135